



平成 22 年 9 月 3 日  
内閣府（防災担当）

中央防災会議  
「災害時の避難に関する専門調査会」  
(第1回)  
議事概要について

1. 専門調査会の概要

日時:平成 22 年 8 月 26 日(木) 15:00 ~ 17:00

場所:東京ステーションコンファレンス 602

出席者:林座長、重川座長代理、今村、牛山、大橋、片田、柄谷、新谷、鈴木、須永、高山、田中(里)、田村、中川、東地、松本、山田各専門委員  
中井大臣、原田内閣府審議官、原田政策統括官、長谷川官房審議官、小滝参事官、永井参事官、山崎参事官、越智参事官 他

2. 議事概要

中井大臣の挨拶及び林座長の挨拶の後、最近の災害の動向、避難に関する諸制度の経緯と取組、検討課題(案)について事務局より説明を行った後、各委員にご議論いただいた。

委員からの主な意見は次のとおり。

【避難について】

災害対策基本法で使われている「避難」という言葉について、命を守るための移動をする避難と避難後の生活を行う意味での避難、英語でいう Evacuation と Sheltering が混同されて使用されているので、法律上の用語等の整理が必要なのではないか。

適切な避難行動を考えるに当たっては、車で移動中に被災したり、建物倒壊により被災する事故型の場合もあることを考慮する必要がある。また、施設入居の要援護者だけでなく、在宅の要援護者への対応についても忘れずに議論したい。

避難勧告等は面的な広がりをもつ地域に一様に発令されるが、住民の居住する建物は平屋から高層マンションまで様々であり、ゲリラ豪雨などの際に一様に立退きを求める法律上の仕組みが妥当なのかを見直すべきではないか。

災害対策基本法第 60 条第 1 項には勧告と指示と 2 つあるが拘束力がないうえ、区別がはっきりしていないので現場で混乱が生じやすい。そもそも区別つけるのがいいのかという点について整理が必要。

市町村に対し何らかの基準を作らせたり、今ある基準を詳細にするような場合、基準が複雑

になり、使いにくくなることがあるという点を考慮する必要がある。

広域避難が必要になった場合、市町村間の事前の調整や統合が必要となる。災害対策基本法第60条第5項には、事後の都道府県知事の責務が規定されているが、災害発生前に実施する避難勧告等は市町村長権限であるため、災害発生前の対応についても都道府県知事の役割を明確にすべき。

#### 【態勢整備について】

市町村が災害時にマスコミ対応に追われているという実態について分析し、問題点を明らかにする必要がある。

防災の担い手である組織間の連携ができているのか。例えば広域化した消防の対象地域は市町村の範囲を超えており、連携についての問題点があるのではないかと。

マニュアルや基準は重要だが、住民も市町村担当者も訓練をしていないと災害時の対応は難しいため、訓練を位置づけるような制度があるといい。

「災害対応職員の災害対応能力の向上」については、自治体職員だけでなく学校の先生や病院の看護部長などもその力が求められるため、その人々に対する訓練についても考慮すべき。

保健や医療福祉関係者など、要援護者の支援を担う人を明確にする必要がある。そのことで訓練や情報提供の方法についても適切な議論が可能になる。

#### 【防災・災害情報について】

最近では災害についての精緻な情報が提供されているが、適切にその情報が伝わるよう、送り手側からだけではなく、受け手である住民側にとっての危険性を明確にするなど、受け手側に立った議論が必要と考える。

多くの災害情報が十分使われていないという問題点や、反対に情報に対する過度な依存や、情報の持つ能力以上に使われようとしている問題点もある。災害情報に関しては必ずしも情報を利用するユーザーのニーズが正しいとは限らないので、現在ある災害情報がどのように認知、理解されているかといった視点からの調査や議論も必要ではないかと。

首長には災害時にすべきことはマスコミ対応ではなく、住民への情報発信であることを伝えている。マスコミの役割はなるべく多くの人に情報を伝えることであり、地方公共団体は自ら適切な情報を発信する必要がある。マスコミに頼っていると対応を間違えることがある。

災害情報の伝達についてはターゲット別の対策が必要ではないかと。例えば、単に住民という場合に、昼間の住居には元気な専業主婦もいれば、要援護者やその介護者がいることも考慮すべき。

災害に関する情報量の増加に対するマスコミとしての対応には限界があるため、データ放送、インターネット、携帯端末など多メディアに展開し、防災情報を伝えてきたいと考えている。市民が必要な情報を必要なときに取得できるような仕組みを作っていきたい。

災害情報の入力・発信については、現在、各都道府県別にシステムが異なっており、全国レ

ベルで統一されていないため、共通のフォーマットで情報の入力・発信ができるようなシステムを構築する必要があると考える。このようなシステムの実現可能性について探っていただきたい。

要援護者の支援については市町村による対象者のリスト化が必要であるが、実際には把握しきれていない状況である。福祉サービスを利用している要援護者などの情報を補足的に把握するなど何らかの対策が必要である。

#### 【その他】

様々な水害現場で住民にヒアリングした結果、治水施設の機能・性能や河川整備の状況についての知識のある人は避難に成功している例が多いように感じている。住民自らがこのような知識を持つことができるような工夫が必要ではないか。

国家賠償法の訴訟例を見ると、住民が市町村等に対し、情報を持っているのではないかと過度に期待していると思われる例がある。限度を知ってもらうことも必要ではないか。

災害対策基本法にある「住民の責務」を知っている住民はほとんどいない。もっとこのことを住民に周知する工夫をしてほしい。

個人の防災力を高めるためには、最低限個人が覚えておくべきポイントを整理したパンフレットのようなものを配布するのが効果的である。

自分で状況を把握し判断、行動できる、一人でいるときにも避難できる、“その瞬間、自分で動ける”個々に対応できる能力が身につく防災教育が要る。

災害を経験したことのない子供達に生きる力を身につけさせるための防災教育を学校教育の中に明確に中心として位置づけてほしい。

今後、防災教育に力を入れようとしているが、学校のカリキュラムの関係で時間を割くことが難しい。文科省などによるカリキュラムの検討もお願いしたい。

住民をその気にさせるには、住民に怖さを知ってもらうことが必要。例えば、津波の映像などで見える化をして恐怖感を味わってもらうことも大切ではないか。

災害時に独居老人や要援護者に対しどのような支援ができるのか検討しているが、個人情報保護の問題などで情報提供や収集がうまくできないことが課題である。国民全体でこれらの人達を支えるためにどうしたらいいのかについても検討してほしい。

市民や地方公共団体等の職員一人一人がリスクを正しく理解し、最適な行動を選択するような能力を身につけるためには、民間企業における広告手法なども参考にしながら、この専門調査会の議論の成果を国民全体に周知していくための方法について科学的に検討することも重要ではないか。

< 本件問い合わせ先 >

内閣府政策統括官（防災担当）付

災害応急対策担当参事官 山崎 一樹

同企画官 森 毅彦

同参事官補佐 井上 悦希

TEL : 03-3501-5695 ( 直通 ) FAX : 03-3503-5690